

§ 18 各種資金を必要とするとき

§ 18の1 貸付けの要件・種類（法第112条、定款第27条、貸付規程第5条）

共済組合が行う貸付けは、組合員の臨時の支出(注)に対するもので、一般、住宅、住宅災害、介護住宅、教育、災害、医療、結婚、葬祭、高額医療、出産及び特別の12種類です。

県互助組合が行う貸付けは、組合員の資金の便を図るためのもので、一般、特別（結婚、入学・修学、医療、葬祭、海外研修、海外赴任）住宅災害、訴訟の4種類です。

(注) 経常的な生活費等及び借金返済（クレジットカードによる支払いを含む。）は対象となりません。

§ 18の1の（1） 臨時に資金が必要なとき

《共 済 組 合》（貸付規程第2条、第5条、第6条）

ア 一般貸付けの申込み

対象：引き続く組合員期間(注)が6か月以上の組合員（任用期間の定めがある者を除く。）

臨時に資金を必要とするとき。

イ 特別貸付けの申込み

対象：引き続く組合員期間(注)が6か月以上で任用期間の定めがある組合員

臨時に資金を必要とするとき。

(注) 「組合員期間」とは、公立学校共済組合員及び他の公務員の共済組合員の期間をいいます。

《県互助組合》 一般資金貸付けの申込み（互運営規則第23条第1号）

組合員が臨時に資金（住居又は土地の資金を除く。）を必要とするとき。

§ 18の1の（2） 住宅の新築・購入又は敷地の購入等で資金が必要なとき

《共 済 組 合》 住宅貸付けの申込み（貸付規程第5条）

対象：引き続く組合員期間(注)が6か月以上の組合員（任用期間の定めがある者を除く。）

組合員が自己の用に供するための住宅の新築・増築・改築・移築・修理・購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入（5年以内に建築を予定されている場合。）、借入れ若しくは補修をするのに資金を必要とするとき。

(注) 1 「自己の用に供するため」とは、組合員が居住するためのもので、投資・賃貸等を目的とする場合は含みません。

2 新築等の用語について

「新 築」 …… 新たに住宅を建てること。

「増 築」 …… 既存の住宅に更に建て加えること。

「改 築」 …… 既存の住宅の全部又は一部を除却して、前の規模、構造、用途と著しく異なるものを引き続きその場所に建てるこ。

「移 築」 …… 既存の住宅を壊し、その材料で他の場所に建てるこ。

「購 入」 …… 他人のものの所有権を自己に移転すること。

「借入れ」 …… 目的物につき賃貸借契約等を結ぶこと。

「修 理」 …… 既存の住宅に増改築に至らない程度の改変を加えること。

§ 18の1の（3） 住宅・敷地が非常災害を受け、資金が必要なとき

《共 済 組 合》 住宅災害貸付けの申込み（貸付規程第5条）

対象：引き続く組合員期間(注)が6か月以上の組合員（任用期間の定めがある者を除く。）

組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により5分の1以上又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とするとき。

申込みは、り災後1年以内です。

《県互助組合》住宅災害資金貸付けの申込み（互運営規則第23条第3号）

組合員が水震火災その他非常災害により住居に損害を受けて資金を必要とするとき。

§ 18の1の(4) 在宅介護構造の住宅の新築等で資金が必要なとき

《共済組合》介護構造部分に係る住宅・住宅災害貸付け（以下「介護住宅貸付け」という。）の申込み（貸付規程第7条）

対象：引き続く組合員期間（注）が6か月以上の組合員（任用期間の定めがある者を除く。）

組合員が、介護の必要な人に配慮した構造を有する住宅及び介護機器の設置をするため資金を必要とするとき。

- (注) 1 「介護に配慮した構造」とは、段差の解消、手すりの設置、車椅子が利用できる幅の廊下、居室、洋式で広いトイレ、入浴しやすい浴槽等
2 「介護機器の設置」とは、ホームエレベーター、天井走行リフト、階段昇降機等
3 申込時に、介護の必要な人の有無は問いません。

§ 18の1の(5) 入学又は修学で資金が必要なとき

《共済組合》教育貸付けの申込み（貸付規程第5条）

対象：引き続く組合員期間（注）が6か月以上の組合員（任用期間の定めがある者を除く。）

組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学及び高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条に規定する各種学校に入学又は修学するため資金を必要とするとき。

また、正規の教育課程の修業年限が1年以上である外国の教育機関で、当該機関に入学（修学又は受講）する課程の修業年限が3か月以上であるときも貸付けが受けられます。

- (注) 「入学又は修学するための資金」とは、貸付日から、概ね1年以内（同一年度内）に必要とする臨時の費用です。

〈対象となる費用〉	〈対象外の費用〉
①入学金・授業料等学校に納める費用、②教材費・制服代購入費、 ③アパートの敷金・礼金・家賃、④家電製品・家具購入費、 ⑤通学のための交通費（通学定期券代）、 ⑥他の金融機関等の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借り換え (対象者が在学中のものに限る。)、 ⑦その他(①～⑥に準ずると支部長が認めるもの)	① 生活費 ② 旅費 ③ 受験費用 ④ その他 (①③に類するもの)

《県互助組合》特別資金貸付けの申込み（互運営規則第23条第2号イ）

組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校又は大学に入学又は修学するために資金を必要とするとき。また、これに準ずる外国の教育機関のうち、入学し、修学する又は受講するための資金を必要とするとき。

§ 18の1の（6）組合員又は被扶養者が非常災害を受け、資金が必要なとき

《共 済 組 合》災害貸付けの申込み（貸付規程第5条）

対象：引き続く組合員期間(注)が6か月以上の組合員（任用期間の定めがある者を除く。）

組合員又は被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とするとき。

申込みは、り災後3か月以内です。

（注）「その他の非常災害」とは、人為的な交通事故、盗難等不慮の事故による災害をいいますが、

病気の場合は含みません。

§ 18の1の（7）医療を受けるため資金が必要なとき

《共 済 組 合》医療貸付けの申込み（貸付規程第5条）

対象：引き続く組合員期間(注)が6か月以上の組合員（任用期間の定めがある者を除く。）

組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）が医療を受けるため資金を必要とするとき。

（注）「医療を受けるための資金」とは、医療機関に支払う費用のほか、療養のために要する諸費用（付添料、通院費、日常諸雑費等）を含みます。

《県互助組合》特別資金貸付けの申込み（互運営規則第23条第2号ウ）

組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母が医療を受けるために資金を必要とするとき。

§ 18の1の（8）結婚のため資金が必要なとき

《共 済 組 合》結婚貸付けの申込み（貸付規程第5条）

対象：引き続く組合員期間(注)が6か月以上の組合員（任用期間の定めがある者を除く。）

組合員又は子が結婚するため資金を必要とするとき。

申込みは、結婚予定日以前又は結婚日以後の各6か月以内です。

《県互助組合》特別資金貸付けの申込み（互運営規則第23条第2号ア）

組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹が結婚するため資金を必要とするとき。

§ 18の1の(9) 葬祭・墓地の取得等のため資金が必要なとき

《共済組合》葬祭貸付けの申込み（貸付規程第5条）

対象：引き続く組合員期間（注）が6か月以上の組合員（任用期間の定めがある者を除く。）

組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）（以下、「葬祭対象者」という。）の葬祭を行うため、次の事由で資金を必要とするとき。

（1）葬祭対象者の葬儀及び死亡日から2か月以内に行う服喪及び追悼のための行事

（2）葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得及び墓石建立（葬祭対象者の死亡日から1年以内。墓地の生前取得、仏壇・仏具等購入費用は対象外）。

申込みは、費用支払前または支払日から1か月以内です。

《県互助組合》特別資金貸付けの申込み（互運営規則第23条第2号工）

組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母の葬祭を行うために資金を必要とするとき。

§ 18の1の(10) 海外研修又は海外赴任で資金が必要なとき

《県互助組合》特別資金貸付けの申込み（互運営規則第23条第2号才）

組合員が海外研修又は海外赴任をするために資金を必要とするとき。

§ 18の1の(11) 高額療養費の支払のため資金が必要なとき

《共済組合》高額医療貸付けの申込み（貸付規程第5条）

対象：組合員（任意継続組合員を含む。）

組合員又は被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とするとき。

※ 詳細については、「高額医療貸付けの概要」を参照してください。

§ 18の1の(12) 出産に係る支払のため資金が必要なとき

《共済組合》出産貸付けの申込み（貸付規程第5条）

対象：組合員（任意継続組合員を含む。）

組合員が、出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とするとき。

※ 詳細については、「出産貸付けの概要」を参照してください。

§ 18の1の(13) 公務に関する訴訟のため資金が必要なとき

《県互助組合》訴訟資金貸付けの申込み（互運営規則第23条第4号）

組合員が公務に関して訴訟を提起されたことにより資金を必要とするとき。

§ 18の2 貸付けの制限・限度額及び利率

1 貸付けの制限

《共 済 組 合》(貸付規程第6条、貸付規則第6条)

- (1) 貸付の対象となる金額は、貸付日以降に支払いを行うものに限ります。ただし、一般・特別・結婚・教育・葬祭貸付けについては、支払日から概ね1か月以内に貸付申込書等を共済組合で受け付けたものも含みます。
- (2) 次のいずれかに該当する組合員は、貸付けを受けられません。(高額医療貸付け及び出産貸付けを除く。)
- ア 引き続く組合員期間が6か月末満の場合
 - イ 支部長が償還の確実性がないと認める場合(注1)
 - ウ 申し込んだ貸付種別と同一種別の貸付けにつき、未償還元利金がある場合(借換を除く。)
 - エ 貸付金の毎月の償還額の合計が給料月額(注2)の $\frac{3}{10}$ 、ボーナス償還については $\frac{6}{10}$ を超える場合
 - オ 共済組合以外の借入金も含めて、年間返済総額が給料月額の4.8倍を超える場合
- (3) 貸付けは、貸付けの種類に応じ、それぞれ1口に限ります。

(注1)「支部長が償還の確実性がないと認める場合」とは、申込人が次の各号いずれかに該当する場合をいう。

- a 現に給与の差押えを受けているとき。
- b 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めないとき。
- c 貸付保険事故者(保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。)
- d 破産の申立てから破産手続開始決定までの間にあるとき、又は破産手続開始決定後10年を経過していないとき。
- e 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にあるとき、又は再生計画認可決定後10年を経過していないとき。
- f 前各号に掲げるほか、債務不履行に至る恐れのある事由があると支部長が認めたとき。

(注2)「給料月額」とは、教職調整額及び給料の調整額を含んだものをいいます。

給料が日額で定められている場合は、日額の22倍に相当する額とします。

給料が時間給で定められている場合は、1時間あたりの額に1週間あたりの勤務時間の52倍に相当する時間数を乗じた額を12で除して得た金額とします。

《県互助組合》(運営規則第24条、第25条、第26条第2項)

- (1) 次のいずれかに該当するときは貸付けを受けられません。
- ア 貸付け申込みの日において、新規採用で組合員期間が6か月末満の者。
 - イ 貸付け申込みの日において、未成年の者。ただし、法定代理人による同意書及び続柄を確認できるものの提出があればこの限りではない。
 - ウ 共済組合及び県互助組合の償還月額の合計が給料月額の10分の3に相当する額を超える場合。
 - エ 住宅災害資金貸付けの申込みの日において、定年退職まで5年未満の者。ただし、退職手当受取りの金融機関を指定するもの及び退職手当受取りの権限を理事長に委任するものを提出すればこの限りではない。
 - オ 貸付け申込み理由について虚偽の事実があると認める者。
 - カ 理事長が償還の確実性がないと認める者。
 - キ 既貸付けの償還済み回数が24回に満たない同一種類の貸付けの場合。
 - ク 給料その他の給与の全部又は一部の支給を受けないこと等(育児休業、休職等)により、初

回の償還金が給料から控除できない場合

(2) 貸付けは、貸付けの種類に応じ、それぞれ1口に限ります。

2 既に貸付けを受けている場合の貸付け

《共済組合》(貸付規程第13条)

(1) 既に貸付けを受けている組合員が、同一種別の貸付けを申し込む場合の、貸付申込金額及び送金額は次のとおりです。

(例)

・住宅貸付け	
・既貸付の未償還元利金	2,151,660円……①
・貸付限度額	18,000,000円……②
・今回工事見積額＝新規必要額	4,300,000円……③

新規貸付申込額

$$\textcircled{①} \quad 2,151,660\text{円} + \textcircled{③} \quad 4,300,000\text{円} = 6,451,660\text{円}$$

10万円未満の端数切捨てにより④ 640万円 ($\leq \textcircled{②} 1800$ 万円)

送金額

$$\textcircled{④} \quad 6,400,000\text{円} - \textcircled{①} \quad 2,151,660\text{円} = 4,248,340\text{円}$$

(注1) 借換前の貸付金は送金時に返済が完了したことになり、新たに640万円を借りたことになります。

(注2) 貸付限度額については、組合員期間により算出する。(§18の2-3参照)

(2) 既に住宅貸付けを受けている組合員が住宅災害貸付けを申し込む場合は、既に貸付けを受けている住宅貸付けを住宅災害貸付けとみなし、新たな貸付金の額から、住宅貸付けの未償還元利金を差し引いた額を送金します。

(3) 既に住宅災害貸付けを受けている組合員が住宅貸付けを申し込む場合は、別枠の貸付けとします。ただし、貸付限度額は、住宅貸付けの貸付限度額から、住宅災害貸付けの未償還元利金を差し引いた額です。

(4) 一般貸付けについては、既貸付日の属する月の初日から2年を経過していない場合、借換はできません。

《県互助組合》(運営規則第25条)

既に貸付けを受けている人に対しては、新たな貸付金の額から、未償還元金を差し引いた額の貸付けを受けることができます。ただし、償還済み回数が24回未満の場合は、新たな貸付けを受けることができません。

3 貸付限度額及び貸付金の単位

《共済組合》(貸付規程第7条、第8条、第14条、第26条、第28条)

(1) 貸付金の額は、貸付限度額の範囲内で、10万円を単位とします。

(2) 貸付限度額は、次に掲げる貸付種別に応じた金額ですが、貸付けを受けたときの毎月の償還額の合算額が、その人の給料月額の $\frac{3}{10}$ に相当する額の範囲内です。

(3) ボーナス併用償還については、貸付けを受けたときのボーナス償還の償還額の合算額が、その人の給料月額の $\frac{6}{10}$ に相当する額の範囲内です。

(4) 介護住宅貸付けは、住宅・住宅災害貸付けの貸付限度額にかかわらず、貸付けを受けられ

ます。

貸付限度額	
一般貸付け	200万円
住宅貸付け	1,800万円
住宅災害貸付け	1,900万円
介護住宅貸付け	300万円
教育貸付け	550万円
災害貸付け	200万円
医療貸付け	120万円
結婚貸付け	200万円
葬祭貸付け	200万円
特別貸付け	給料月額× $\frac{3}{10}$ ×残任期月数で 200万円以内

(5) 住宅貸付け、住宅災害貸付け及び介護住宅貸付けについては、上記貸付限度額の範囲内で、かつ対象物件の購入代金等の業者への未払金の範囲内です。

(6) 住宅貸付けの貸付限度額の算出には次の二つの方法があり、このうち高い方の額が貸付限度額になります。

ア 貸付申込時の給料月額を基にし、組合員期間との関係で次表により算出した額（最高限度額1,800万円）

組合員期間	貸付限度額	
6か月以上 3年未満	給料月額×10	最高限度額 1,800万円
3年以上 5年未満	〃 ×15	
5年以上 10年未満	〃 ×25	
10年以上 20年未満	〃 ×35	
20年以上	〃 ×45	

イ 仮定退職手当の額（最高限度額1,800万円）

仮定退職手当の額とは、組合員が申込時において退職するとしたならば、受けることのできる地方公共団体の退職手当に関する条例又はこれに相当する規則による退職手当（自己都合による退職の場合の退職手当とする。）の額

(7) 住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害（住宅災害貸付けに該当する程度に至らない損害）を受けたために行う住宅貸付け（以下「住宅貸付けの特例」という。）の貸付限度額は、前記（6）により算出した額の1.5倍に相当する額（最高限度額1,800万円）です。

(8) 住宅災害貸付けを受けている組合員に対して住宅貸付けを行う場合の住宅貸付けの貸付限度額は、前記2（3）の額です。

(9) 住宅災害貸付けの貸付限度額は、前記（6）により算定した金額の2倍に相当する金額（最

高限度額1,900万円) です。

(10) 一般、教育、結婚、葬祭及び特別貸付けについては、貸付限度額の範囲内で必要とする金額です。

(11) 一般、教育、災害、医療、結婚及び葬祭貸付けの未償還元金の総額と申込み金額の合計が700万円を超える貸付けはできません。

《県互助組合》(運営規則第26条の第1項)

(1) 貸付金の額は、次のとおりです。

一般資金・20万円、30万円、50万円、100万円、150万円、200万円

一般資金以外(特別、住宅災害、訴訟)

……… 20万円、30万円、50万円、100万円

(2) 貸付けは、各貸付種類につき1口限りとします。

4 貸付金の利率

《共済組合》(貸付規程第2条第8号、第10条、第21条、規則第17条、貸付規程附則別表)

平成30年1月1日に貸付事業について、貸付金利率を引き下げる措置を実施しました。

利率(いずれも年利)は、次表のとおりです。利率は変動利率です。この利率は令和4年12月1日時点の利率で、今後、金利情勢の変動に伴い変動する場合があります。

公立学校共済組合の貸付金利率(年利) (令和4年12月1日現在)

貸付の種類		平成29年12月まで	平成30年1月~
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	平成19年4月以降の貸付け	2.72%	1.32%
	平成19年3月以前の貸付け	2.66%	1.26%
住宅災害・災害貸付け	平成19年4月以降の貸付け	1.72%	0.99%
	平成19年3月以前の貸付け	1.66%	0.93%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害貸付け	平成19年4月以降の貸付け	2.46%	1.06%
	平成19年3月以前の貸付け	2.40%	1.00%

注1 利率は変動利率です。この利率は令和4年12月1日時点の利率で、今後、金利情勢の変動に伴い変動する場合があります。

注2 平成19年4月以降の貸付け（借換えを含む）に適用される利率には、貸付金保険料充当金率0.06%が加算されています。平成19年3月以前の貸付けには、貸付金保険料充当金率は加算されません。

→ **§ 1 8**の12の（1）貸付保険制度（強制適用）参照

注3 激甚災害等、この表に記載されていない貸付けの種類に適用される利率は、公立学校共済組合本部ホームページで御確認ください。

○公立学校共済組合本部ホームページアドレス「資金をかりる」

<https://www.kouritu.or.jp/kumiai/shikin/index.html>

《県互助組合》(⑤運営規則第27条)

県互助組合の貸付利率は、次表のとおりです。

区分	貸付利率：年利
一般資金、特別資金	県互助組合のホームページでご確認ください。
住宅災害資金、訴訟資金	無利息

§ 18の3 貸付申込書等の提出

《共済組合》(貸付規程第11条、貸付規則第8条、貸付支部細則第2条)

1 貸付申込書等の記載、提出

共済組合の貸付けを受けるには、貸付種別ごとの貸付申込書及び貸付借用証書に必要事項を記載し、添付書類(§ 18の5、様式集を参照)を付して、提出期限までに共済組合に提出してください。

2 貸付申込書等の提出期限

- (1) 貸付申込書の締切日は、毎月20日です。【必着】
- (2) 締切日が土曜日及び日曜日等の県の休日に当たるときは、県の休日の翌日です。

〈締切日の特例〉

貸付種別	締切日
他共済組合からの転入に伴う貸付け	貸付月の5日
入学による教育貸付け	1月、2月及び3月の貸付月のみ、当該月の初日
医療、住宅災害、災害の各貸付け	状況に応じて締切日を変更
高額医療貸付け及び出産貸付け	随時

《県互助組合》

- 1 貸付申込書の締切日は、毎月1日と10日です。(必着)
- 2 締切日が土曜日及び日曜日等の県の休日に当たるときは、県の休日の前日です。

§ 18の4 貸付申込書の記入方法

詳細については、様式集を参照してください。

§ 18の5 貸付申込書の添付書類

《共済組合》(貸付規則第8条)

貸付けの申込みは、申込人が「貸付申込書」〔様式集 § 18-001頁～〕及び「貸付借用証書」〔様式集 § 18-025頁〕に所定の事項を記入し、必要書類及び「貸付事業における個人情報に関する同意書」〔様式集 § 18-028頁～〕及び「借入状況等申告書」〔様式集 § 18-032頁～〕及び「最新（直近）の給料明細書等の写し」を添付して、所属所長を経て共済組合へ提出してください。

1 一般貸付け等の申込書に添付する書類

貸付種別	必要書類		
一般貸付け	<ul style="list-style-type: none">・貸付金額100万円未満は、必要額確認のための添付書類は不要・貸付金額100万円以上は、必要額が確認できる書類（注1）		
教育貸付け	入学	合格通知書の写し又は入学許可書の写し	必要額が確認できる書類（注2）
	修学	在学証明書	
(外国の教育機関に係る貸付け)	入学等	<ul style="list-style-type: none">・入学（修学又は受講）許可書の写し・貸付け事由の内容が網羅された外国の教育機関の証明書等〔様式集参照〕	
災害貸付け	り災事実証明書（市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行する証明）		
医療貸付け	医師の診断書		
結婚貸付け	<ul style="list-style-type: none">・結婚前の申込みは、挙式申込受理書の写し又は仲人の証明書等・結婚後の申込みは、結婚の事実を証明するもの		必要額が確認できる書類（注1）
葬祭貸付け	<ul style="list-style-type: none">・死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる書類・葬儀等の申込みは、葬儀又は法事等を行ったことを明らかにする書類・必要額が確認できる書類（注3）・墓地の取得等の申込みは、購入費用及び購入日の確認できる契約書等の写し		
高額医療貸付け	保険医療機関等の発行する請求書の写し又は領収書の写し		
出産貸付け	<ul style="list-style-type: none">・母子健康手帳の写し（表紙部分）・医師等の証明書〔様式集 § 18-055頁〕・妊娠4か月以上の異常分娩又は母体保護法に基づく人工中絶による申込みは、医療機関等の発行する請求書の写し又は領収書の写し		
特別貸付け	<ul style="list-style-type: none">・貸付金額100万円未満は、必要額確認のための添付書類不要・貸付金額100万円以上は、必要額が確認できる書類（注1）・辞令の写し・給料が日額又は時間給で定められている場合は、勤務条件説明書等の写し		

注1 次のいずれかを添付する。①契約書の写し②請書の写し③請求書の写し④領収書（申込日前1か月以内のもの）の写し⑤見積書の写しと売主が注文を受けたことを証明する書類⑥自家用車は注文書の写し

注2 入学金・授業料の納付書、納入通知書の写し及び諸経費等の納付書、契約書、請書、請求書、領収書の写し（貸付申込書等の共済組合受付日前1か月以内のもの。対象となる費用については、§ 18の1の（5）を参照してください。）

注3 注1の⑥を除く書類のいずれかを添付する。

注4 内容審査の過程において、上記添付書類に加えて追加書類の提出を依頼することがあるので

留意してください。

2 住宅・住宅災害貸付申込書に添付する書類

(1) 申込事由別必要書類一覧表

〈各申込事由共通の留意事項〉

貸付金額は、貸付日以降に業者へ支払わなければならない代金の範囲内です。したがって、契約書でこのことを確認できることが必要です。確認できない場合は、業者が交付する支払日に関する確認書又は変更契約書を添付してください。

申込事由	必 要 書 類
新築購入 <small>(建築中のものを含む。)</small>	①売買契約書の写し ②敷地の登記事項証明書（原本） ③建築の確認済証等の写し（第一面の写し。建築確認を要しない地域の場合は、建築工事届が提出済であることを確認できる書類。以下同じ。） ④住宅の平面図 ⑤購入する土地の地目が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は受理証明書の写し
中古購入	① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書（原本） ③ 住宅の登記事項証明書（原本） ④ 住宅の平面図
新築	① 工事請負契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書（原本）（本人名義でない場合は工事承諾書〔様式集§18-036頁。以下同じ〕を添付） ③ 建築の確認済証等の写し ④ 住宅の平面図 ⑤ 敷地の地目が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は受理証明書の写し
増築、改築、 移築	① 工事請負契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書（原本）（本人名義でない場合は工事承諾書を添付） ③ 住宅の登記事項証明書（原本） ④ 建築の確認済証等の写し ⑤ 住宅の平面図
購入	① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書（原本） ③ 住宅の登記事項証明書（原本）（新築中のもので未登記の場合は建築の確認済証の写し） ④ 住宅の平面図
修理	①工事請負契約書の写し ②住宅の登記事項証明書（原本）（本人名義でない場合は工事承諾書を添付） ③修理箇所の図面又は写真

	借 入 れ	① 貸借契約書の写し ② 住宅の平面図
敷地 購入	申込事由	必 要 書 類
	購入	① 売買契約書の写し ② 敷地の登記事項証明書（原本） ③ 住宅新築工事に係る誓約書〔様式集§18-038頁〕 ④ 敷地の地目が農地の場合は、農地転用許可書の写し又は受理証明書の写し
	借 入 れ	① 貸借契約書の写し ② 住宅新築工事にかかる誓約書
	補修	① 工事請負契約書の写し ② 補修箇所の図面又は写真 ③ 市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災事実証明書 ④ 敷地の登記事項証明書（原本）（本人名義でない場合は工事承諾書を添付）
住宅災害貸付けの申込人は、上記に掲げる書類のほか、市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災事実証明書を添付すること。		

- (注意) ① 土地・建物の登記事項証明書の原本は、法務局の交付後3か月以内のもの。
 ② 10m²以下の増改築の場合は、建築の確認済証等は不要。
 ③ 夫婦又は親子とも組合員で、同一物件の貸付けを同時に申し込む場合は、一方の必要書類（登記事項証明書等）は省略することができます。

(2) その他の必要書類

- ア 貸付日が業者への支払期日より遅いため、金融機関からつなぎ融資を受けている場合は、金融機関との契約書の写し
- イ 仮登記されている物件を、所有者から購入する場合は仮登記権利者の売買に関する承諾書、仮登記権利者から購入する場合は所有者の売買に関する承諾書
- ウ 貸付申込日以前に所有権移転登記を完了した場合は、当該物件の取引を明らかにする書類（移転登記した理由、取引経緯、契約条件等を明らかにした証明書）
- エ 購入物件の持主（未登記の新築建物にあっては、その建築主）と売主の名義が異なっている場合は、それぞれ売主に売り渡したことの証明する書類（売買契約書の写し、委任状、売渡証明書の写し、販売委託契約書の写し等）
- オ その他、実情に応じ、支部長が必要と認めた書類

(3) 団体信用生命保険制度及び債務返済支援保険制度の加入申込み（任意加入）

§18の12の(2)「団体信用生命保険制度（任意加入）と申込み方法」及び(3)「債務返済支援保険制度（任意加入）と申込み方法」を参照してください。

3 介護住宅貸付申込書に添付する書類

- (1) 在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書〔様式集参照〕
- (2) 介護構造部分の内容及びその必要額が確認できる書類
(写真又は住宅の平面図及び請負契約書の写し等)

(3) 介護住宅貸付けのみ申し込む場合は、住宅貸付けの申込事由に応じた添付書類
 《県互助組合》(互)運営規則第29条第2項)

1 資金貸付け申込書に添付する書類

貸付けの種類	必 要 書 類
一般資金	なし
特別資金 (結婚)	① 挙式予約申込受理証明書、仲人の証明書等事実が確認できる書類 ② 組合員との続柄が確認できる書類
特別資金 (入学・修学)	① 入学許可書、合格通知書の写し又は在学証明書等の入学又は修学の事実が確認できる書類 ※ 外国の教育機関に係る貸付については、日本語訳の証明書を添付 ② 組合員との続柄が確認できる書類
特別資金 (医療)	① 医師の診断書等事実を証明することのできる書類 ② 組合員との続柄が確認できる書類
特別資金 (葬祭)	① 死亡の事実が確認できる書類の写し ② 組合員との続柄が確認できる書類
特別資金 (海外研修・海外赴任)	旅行業者が発行する旅行引受書等海外研修の事実が確認できる書類の写し又は海外赴任の事実が確認できる書類
住宅災害資金	① 罹災証明等災害の事実が確認できる書類の写し ② 工事請負契約書の写し、工事見積書の写し又は売買契約書の写し ③ 住宅の登記事項証明書（本人名義でない場合は、住宅の名義人の工事承諾書の写し） ④ 住宅の平面図（修理の場合は修理箇所の図面）又は写真
訴訟資金	訴状の写し等公務に関する訴訟の事実が確認できる書類

2 その他の必要書類

- (1) 貸付申込みの日において、未成年の場合は、法定代理人による同意書及び続柄を確認できる書類
- (2) 住宅災害資金貸付けの申込みの日において、定年退職まで5年未満の場合は、退職手当受取りを指定する書類及び退職手当受取りの権限を理事長に委任する書類

§ 18の6 貸付金の決定及び振込み

《共済組合》

1 貸付けの審査決定等（貸付規程第11条、第12条、貸付規則第9条）

- (1) 申込みのあった書類等を審査し、決定します。決定後は「貸付決定通知書」及び「償還表」を所属所長を経て申込人に交付します。
- (2) 貸付決定通知書等の送付は、貸付けを行う月の中旬になります。
- (3) 貸付けをしないと決定したときは、理由を付して所属所長を経て申込人に通知します。

2 貸付金の送金日（貸付規則第9条、貸付支部細則第3条）

貸付金は、申込締切の翌月22日（22日が金融機関の休業日に当たるときは、翌日以降の最初の営業日）に申込人が指定する金融機関の口座へ振込みます。

なお、送金通知書は送付しませんので、申込人が金融機関で入金を確認してください。

《県互助組合》

1 貸付けの審査・決定等（⑤運営規則第34条）

貸付申込書を審査し、貸付けを決定したときは、貸付決定通知書を所属長へ送付します。また、貸付けを行わないと決定したときも、その理由を付して通知します。

2 貸付金の送金日

- (1) 貸付金は、毎月19日（申込締切日が1日の場合）又は28日（同10日の場合）に申込人が指定した金融機関の口座へ振込みます。
- (2) 送金日が金融機関の休業日に当たるときは、その前日です。

§ 18の7 高額医療貸付けの概要

§ 18の7の(1) 申込みをするとき

《共 済 組 合》

1 貸付事由（貸付規程第5条）

高額医療貸付けは、組合員、任意継続組合員又はその被扶養者が、高額療養費の支給の対象となる療養に係る支払のために、資金を必要とするときに行うものです。

2 貸付限度額及び貸付金の単位（貸付規程第28条、 第29条）

(1) 貸付金の限度額は、保険医療機関に支払った額又は支払うべき額のうち、高額療養費の支給を受けられる範囲内の額です。

※ 高額療養費については、§ 9の1の(5)を参照してください。

(2) 貸付金の額は、千円を単位とします。

3 貸付金の利率（貸付規程第30条）

貸付金の利息は徴しません。

4 貸付けの申込み（貸付規程第11条、貸付規則第8条、貸付支部細則第2条）

高額医療貸付けの申込みは、高額医療貸付申込書及び貸付借用証書に所定の事項を記入し、保険医療機関等が発行する請求書又は領収書の写しを添付して、組合員は所属所長を経て広島支部へ、任意継続組合員は直接広島支部へ提出してください。

5 貸付けの審査・決定（貸付規程第12条、第35条）

(1) 高額医療貸付申込書の提出を受けたときは、申込書の記載事項、添付書類等を審査し、貸付けの可否を決定します。

(2) 高額医療貸付けの審査に当たっては、保険医療機関等に対して高額療養費の支給の対象となるものであるかなどを確認します。

(3) 高額医療貸付けをすると決定したときは、高額医療貸付決定通知書を、貸付けをしないと決定したときは理由を付して、所属所長を経て（任意継続組合員である申込人については直接）申込人に通知します。

§ 18の7の(2) 償還するとき（貸付規程第33条）

高額医療貸付けの貸付金の償還方法は、原則として次のとおり高額療養費が支給されるとき、一時に償還します。

(1) 償還金は、共済組合が借受人に支給する高額療養費の支給額から控除します。

- (2) 高額療養費として支給される額が、貸付金に相当する金額に満たないときは、その差額に相当する金額を、当該高額医療貸付けの対象となった高額療養費に係る一部負担金払戻金又は家族療養費附加金から控除します。この場合、借受人は「高額医療貸付金控除依頼書」（様式集 § 18-054頁）を共済組合に提出するものとします。
- (3) 高額療養費、当該高額療養費に係る一部負担金払戻金又は家族療養費附加金から控除しても貸付金に残額がある場合には、借受人は速やかに当該金額を共済組合が送付する振込依頼書により払込みをします。

§ 18 の 8 出産貸付けの概要

§ 18 の 8 の (1) 申込みをするとき

《共 済 組 合》

1 貸付事由（貸付規程第5条）

出産貸付けは、組合員又は任意継続組合員が、出産費又は家族出産費（以下「出産費等」という。）の支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とするときに行うものです。

2 貸付対象者（法第63条、貸付規程第5条、貸付規則別紙様式第1号(4)）

出産貸付けを受けることができる人は、出産費等の支給を受ける見込みがあり、かつ、次のいずれかに該当する人です。

- (1) 貸付日が出産予定日まで2か月以内（多胎妊娠の場合は4か月以内。以下同じ）の組合員又は貸付日が出産予定日まで2か月以内の被扶養者を有する組合員
- (2) 妊娠4か月以上の組合員又は妊娠4か月以上の被扶養者を有する組合員で、異常分娩又は母体保護法に基づく妊娠4か月以上の胎児の人工中絶により医療機関等に一時的な支払が必要となった人

3 貸付限度額及び貸付金の単位（貸付規程第28条、 第29条）

- (1) 貸付金の限度額は、申込みをした日に出産費等の給付事由が生じたものとみなした場合における当該出産費等の額です。

※ 出産費等については、§ 12 を参照してください。

- (2) 貸付金の額は、千円を単位とします。

4 貸付金の利率（貸付規程第30条）

貸付金の利息は徴しません。

5 貸付けの申込み（貸付規程第11条、貸付規則第8条、貸付支部細則第2条）

出産貸付けの申込みは、出産貸付申込書及び貸付借用証書に所定の事項を記入し、§ 18 の 5 に記載の書類を添付して、組合員は所属所長を経て広島支部へ、任意継続組合員は直接広島支部へ提出してください。

6 貸付けの審査・決定（貸付規程第12条、第35条）

- (1) 出産貸付申込書の提出を受けたときは、申込書の記載事項、添付書類を審査するとともに、出産費等の支給の対象となるか確認の上、貸付けの可否を決定します。
- (2) 出産貸付けをすると決定したときは、出産貸付決定通知書を、貸付けをしないと決定したときは理由を付して、所属所長を経て（任意継続組合員である申込人については直接）申込人に通知します。

§ 18 の 8 の (2) 償還するとき（貸付規程第33条）

出産貸付けの貸付金の償還方法は、原則として次のとおり出産費等が支給されるとき、一時に償還します。

- (1) 償還金は、共済組合が借受人に支給する出産費等の支給額から控除します。
- (2) 出産費等として支給される額が、貸付金に相当する額に満たないときは、その差額に相当する金額を、当該出産貸付けの対象となった出産費附加金又は家族出産費附加金から控除します。この場合、借受人は「出産貸付金控除依頼書」〔様式集 § 18-056頁〕を広島支部に提出するものとします。
- (3) 出産費等、出産費附加金又は家族出産費附加金から控除してもなお貸付金に残額がある場合には、借受人は、速やかに当該金額を共済組合が送付する振込依頼書により払込みをします。

§ 18の9 貸付金の償還

《共 済 組 合》(貸付規程第14条、第15条、 第16条、第19条、貸付支部細則第4条)

一般貸付け、住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護住宅貸付け、教育貸付け、災害貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け及び特別貸付けに係る貸付金の償還方法は、次の5種類です。ただし、特別貸付けについては、ボーナス併用償還は適用しません。

1 定期償還

- (1) 每月 償還…………毎月元利均等額で償還する方法
- (2) ボーナス償還…………毎月償還に併用して6月及び12月の期末勤勉手当支給日にも元利均等額で償還する方法（貸付金100万円以上の全貸付け（高額医療貸付け、出産貸付け及び特別貸付けを除く。）に適用します。）

2 繰上償還

- (1) 一部繰上償還…………借受人の希望により未償還元利金の一部を繰り上げて償還する方法
(1月、7月)
- (2) 全額繰上償還…………借受人の希望により未償還元利金の全額を繰り上げて償還する方法
(毎月)

3 即時償還

借受人が一定の事由に該当したとき、未償還元利金の全額を即時に償還する方法

《県互助組合》(互運営規則第37条)

1 定期償還………… § 18-028頁から説明

2 臨時償還………… § 18-028頁から説明

3 即時償還………… § 18-028頁から説明

・ 定期償還をするとき

《共 済 組 合》(貸付規程第14条、第15条)

1 每月償還及び償還回数

貸付けの償還方法は、原則として毎月元利均等償還となっています。

(1) 傷還回数

償還回数は、次に掲げる貸付種別ごとの償還回数の範囲内とし、借受人が希望する回数が選択できます。

貸付種別	償還回数
医療	110回以内
一般・災害 結婚・葬祭	120回以内
教育	250回以内
住宅・住宅災害 介護住宅	360回以内
特 別	残任期月数内

(2) 1回当たりの償還額の算出方法

1回当たりの償還額は、希望する毎月償還の償還回数に応じた貸付賦金率表中の、貸付申込み時に適用されている年利率の賦金率を貸付金額に乗じて算出することになります。ただし、借受中のものを含め、全貸付けの1回当たりの償還額の合計額は、毎月償還額が借受人の給料月額の $\frac{3}{10}$ 以内、ボーナス償還額が借受人の給料月額の $\frac{6}{10}$ 以内とします。

※ 1回当たりの償還額＝貸付金額×償還回数に応じた賦金率 (円未満四捨五入)

※ 貸付賦金率表は、公立学校共済組合広島支部ホームページに掲載

ア 債還回数から求める場合 (年利1.32%の場合)

〈例〉

- ・申込金額 一般貸付け120万円
- ・希望償還回数 80回 債還回数80回に応じた賦金率
 \downarrow
1回当たりの償還額 $1,200,000\text{円} \times 0.0130649349 \div 15,677.9 \rightarrow 15,678\text{円}$

イ 債還額から求める場合 (年利1.32%の場合)

〈例〉

- ・申込金額 一般貸付け120万円
- ・毎月の希望償還額を約20,000円として償還回数を求める
 $20,000\text{円} \div 1,200,000\text{円} = 0.01666666666$ となる
 この値に最も近い賦金率を表から求めると
 0.0166941493で62回

1回当たりの償還額 $1,200,000\text{円} \times 0.0166941493 \div 20,033$

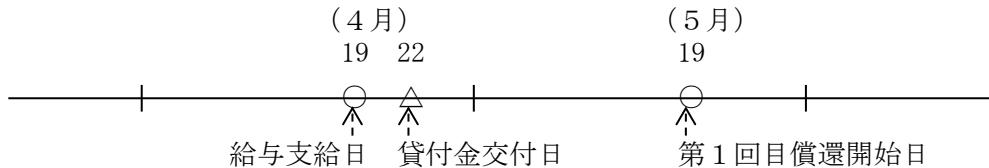
よって償還回数62回、1回当たりの**償還額20,033円**となります

※ 例は、一般貸付けの「平成19年4月以降の新規貸付け（借換を含む）」(年1.32%)の賦金率表（毎月償還）を使用します。

(3) 償還開始及び償還金の払込み

償還は、貸付金交付日の属する月の翌月から開始し、償還金は、借受人が毎月受ける給与から控除します。

〈例〉 4月に貸付金を交付する場合



2 ボーナス償還及び償還回数（貸付規程第14条、第15条）

高額医療貸付け、出産貸付け及び特別貸付けを除く貸付けでは、貸付金が100万円以上の場合はボーナス償還を併用することができます。この場合、6月・12月のボーナス月の償還の対象となる貸付金額は、この貸付金の $\frac{1}{2}$ 以内で50万円単位です。

ボーナス償還の償還回数は、毎月償還回数の $\frac{1}{6}$ 以内で借受人が希望する回数です。

〈一般貸付けのボーナス償還及び償還回数の設定例〉

貸付金額	貸付金額の内訳		償還回数	
	毎月償還	ボーナス償還	毎月償還	ボーナス償還
貸付限度額の範囲内	貸付金額の1/2以上	貸付金額の1/2以内で50万円単位	貸付償還回数	毎月償還回数の1/6以内
100万円	500,000円	500,000円	80回	13回以内
120万円	700,000円	500,000円	90回	15回〃
150万円	1,000,000円	500,000円	100回	16回〃
180万円	1,300,000円	500,000円	120回以内	20回〃
200万円	1,500,000円	500,000円	〃	〃
200万円	1,000,000円	1,000,000円	〃	〃

(1) ボーナス償還の1回当たりの償還額

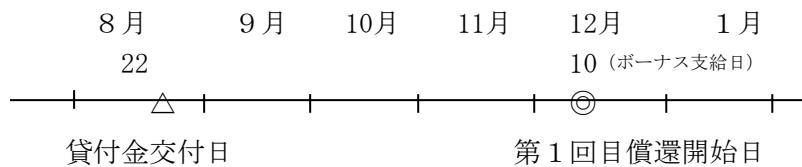
1回当たりの償還額は、希望するボーナス償還の償還回数と貸付月（送金月）に応じた賦金率表中の、貸付申込み時に適用されている年利率の賦金率に貸付金を乗じて、借受人が希望する金額を算出します。

ただし、この場合、借受中のものを含め、全貸付けのボーナス償還の1回当たりの償還金の合計額は、借受人の給料月額の $\frac{6}{10}$ 以内とします。

(2) ボーナス償還の償還開始及び償還金の払込み

ボーナス償還の開始は、貸付金交付日の属する月の翌月以降最初に到来する6月又は12月に受ける期末・勤勉手当からです。

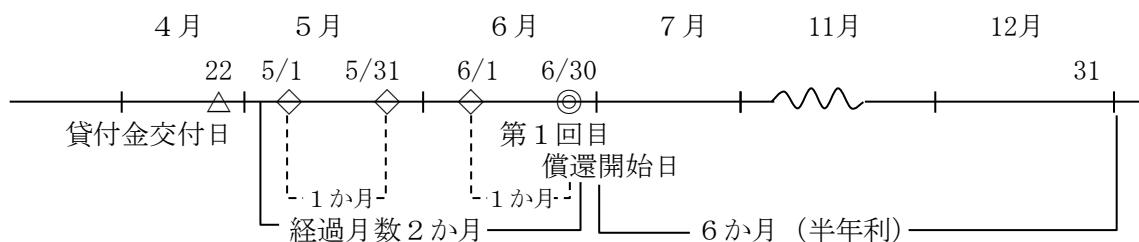
〈例〉 8月に貸付金を交付する場合



(3) ボーナス償還に係る利息計算

貸付金交付日の属する月の翌月から利息を徴することとし、6月・12月の償還金の利息は、半年利で計算します。ただし、貸付けを受けたとき、又は繰上償還若しくは即時償還をするときで、6か月に満たない期間は、1か月を単位として経過月分を算出します。

〈例〉 4月に貸付金を交付する場合



- ・ 繰上償還をするとき

《共 済 組 合》(貸付規程第16条、貸付支部細則第4条)

繰上償還は、全ての貸付種別に係る未償還元利金について行うことができます。

1 一部繰上償還（事例を参照）

(1) 一部繰上償還は、1月・7月（償還する月）の年2回です。1月に一部繰上償還を希望する場合は**12月13日**、7月に希望する場合は**6月20日**までに「一部繰上償還申出書」[様式集§18-068頁]及び「最新（直近）の給料明細書等の写し」を提出してください。（必着）
なお、締切日が土曜日及び日曜日等の県の休日に当たるときは、県の休日の前日です。

(2) 借受人には、償還する月の初旬～中旬に「振込依頼書」を送付しますから、指定期日までに払い込んでください。

(3) 一部繰上償還の償還方法等については、次のとおりです。

繰上対象金額は、1月及び7月の給料控除後の未償還元利金です。

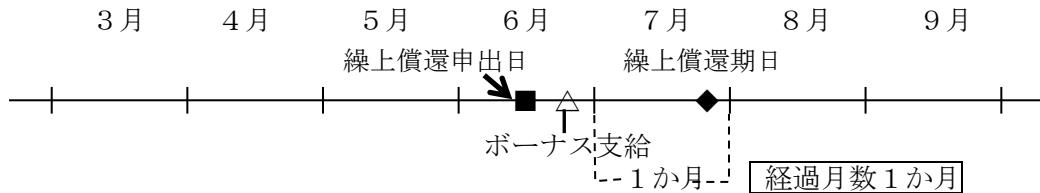
ア 每月償還の場合

- (ア) 一部繰上償還できる金額は、10万円以上（円単位）です。
- (イ) 一部繰上償還後の償還回数は、未償還回数の範囲内（短縮することが可能）で借受人が希望する回数です。
- (ウ) 一部繰上償還後の毎月償還に係る1回当たりの償還額は、前記「毎月償還」の例に準じて取扱います。

イ ボーナス償還と併用の場合

(ア) 一部繰上償還できる金額は20万円以上（円単位）とし、その金額の $\frac{1}{2}$ 以上をボーナス償還に係る未償還元利金（前回控除月の翌月から一部繰上償還の日の属する月までの経過月数に係る利息も含む。）の償還に充当します。

〈例〉 7月に一部繰上償還する場合



※ この利息は、繰上償還時に、償還額に含める。

- (イ) 一部繰上償還後のボーナス償還に係る償還回数は、ボーナス償還の未償還回数の範囲内（短縮することが可能）で借受人が希望する回数とし、毎月償還の期間の範囲内です。（毎月償還回数の $\frac{1}{6}$ 以内）
- (ウ) 一部繰上償還後のボーナス償還に係る1回当たりの償還額は、前記ボーナス償還の例に準じて取扱います。
- (エ) 一部繰上償還額をボーナス償還分のみに充当した場合、繰上償還後のボーナス償還は、償還回数及び1回当たりの償還額が変更できますが、毎月償還の償還方法は、繰上償還前と同じで変更できません。

一部繰上償還の償還方法

	毎月償還のみしている場合	ボーナス併用償還している場合
・一部繰上償還額①	10万円以上	20万円以上 ただし、その金額の2分の1以上をボーナス償還に充当（1か月分の経過利息を含む。）
・育児休業等により償還猶予金がある場合②	(償還猶予金の残額)	(償還猶予金の残額)
・一部繰上償還額（注）	①+②	①+②
・一部繰上償還後の償還回数	繰上前の未償還回数の範囲内で、借受人が希望する償還回数	
・一部繰上償還後の1回当たりの償還額	一部繰上償還後の未償還元金×償還回数・貸付月に応じた賦金率 ※ボーナス償還の賦金率は貸付月1月・7月の欄を参照	

2 全額繰上償還

(1) 全額繰上償還を希望する場合には、繰上償還しようとする月の前月の20日までに「全額繰上償還申出書」〔様式集 § 18-065頁〕を提出してください。

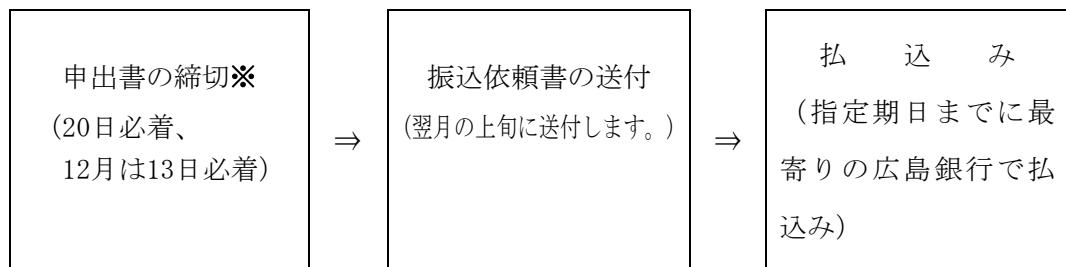
（1月に全額繰上償還する場合は、12月13日までに提出）

なお、締切日が土曜日及び日曜日等の県の休日に当たるときは、県の休日の前日です。

(2) 借受人には、償還する月の初旬～中旬に「振込依頼書」を送付します。指定期日までに払い込んでください。

(3) ボーナス償還を併用の場合で、11月の全額繰上償還（10月申出）は、12月のボーナス償還を計算する上で不都合を生じるためできません。

申出から、払込みまでの概要



※ 締切日が土曜日及び日曜日等の県の休日に当たるときは、県の休日の前日になります。

・ 即時償還をするとき

《共済組合》（貸付規程第19条、貸付規則第16条）

1 借受人は、次の各号のいずれかに該当した場合には、未償還元利金の全額を即時に償還しなければなりません。

(1) 組合員の資格を喪失したとき。

(2) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。

(3) 住宅貸付け又は住宅災害貸付けの不動産の工事等の完了する時期が、貸付申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、その工事等が完了する確実性がないと認められたとき。

(4) その他貸付規程に違反したとき。

2 即時償還による償還金は、「振込依頼書」により指定期日までに払い込むものとします。

ただし、退職者で、退職手当が支給されるときは、退職者の給与支給機関が退職手当から未償還元利金を控除して共済組合に払込みます。また、退職手当等が支給されないと、若しくは支給を受けてもなお未償還元利金の残額がある場合は、借受人は「振込依頼書」により指定期日までに払込みます。

また、1の(2)、(3)及び(4)に該当する組合員が即時償還できないときは、定期償還を続けることとなります。

この場合、当該償還が完了するまでの間、高額医療貸付け、出産貸付けを除くいずれの貸付けも新たに受けすることはできません。

一部繰上償還計算記入例 (1)

☆ボーナス併用償還していないものを繰上償還する場合

(例題 1)

○一般貸付けを借り受けている場合 (200万円)

- ・給料月額 304,696円
- ・現在償還中の額一般貸付け 月額 34,464円 ・償還猶予残額有り 68,928円

繰上償還申出年月	令和4年12月
繰上償還払込実行年月	令和5年1月
未償還元金①	1,675,753円 (令和5年1月定期償還後)
償還残回数②	50回 (令和5年1月定期償還後)
一部繰上償還額③	300,000円 ($\textcircled{1} \geq 100,000 + \textcircled{2}$) 注1
繰上償還後に設定する償還回数④	50回 ($\textcircled{3} \geq \textcircled{4}$)
償還猶予額⑤	68,928円 (育児休業中の償還猶予残)
繰上償還後の一回の償還額⑥ (令和5年2月給与分～)	29,711円 $\textcircled{3} \quad \textcircled{4} \quad \textcircled{5} \quad \textcircled{6}$ 注2 $\textcircled{6}$ に対応する賦金率 $[(1,675,753 + 68,928) - 300,000] \times 0.0205660366$ $= 29,711 \text{ (円位未満四捨五入)}$
払込総額	③300,000円 + ⑤68,928円 = 368,928円

注1 は、必須条件です。

注2 一般貸付けの「平成19年4月以降の新規貸付け（借換を含む）」

（年1.32%）の賦金率表（毎月償還）を使用します。

※例題は、一般貸付けですが、他の貸付けの場合も同様に取り扱います。

記入例1

一部繰上償還申出書

組合員証番号										種別	貸付番号					区分	所属コード													
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		○○小学校 1 2 3 4 5															
1	2	3	4	5	6	1	1							1																
項目		未償還元金 (令和〇年〇月現在)										一部繰上償還額					繰上後の 償回事数		一回の償還額											
毎月償還		1,675,753 円										17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33		
ボーナス償還												①	0	0	3	0	0	0	0	0	0	5	0	0	2	9	7	1	1	
経過利息		円										②	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49		
ボーナス分計		円										③																		
払込総額 (①+②+③+④+⑤)										0 0 3 6 8 9 2 8																				

給料月額	304,696 円	現在の貸付金の一回当たりの償還額	貸付種別	毎月償還	ボーナス償還
給料の3/10に相当する額	91,408 円		一般貸付	34,464 円	円
給料の6/10に相当する額	円		住宅災害貸付	円	円
一部繰上償還時の償還猶予額	④ (毎月) 69,928 円		住宅貸付	円	円
一部繰上償還時の償還猶予額	⑤ (ボーナス) 0 円		介護住宅貸付	円	円
			教育貸付	円	円
			災害貸付	円	円
			医療貸付	円	円
			結婚貸付	円	円
			葬祭貸付	円	円
			合計	34,464 円	円

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、貸受中の貸付金を一部繰上償還し、繰上償還後の償回事数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

令和〇年12月3日

公立学校共済組合広島支部長 様

所属所名 〇〇市立〇〇小学校 (TEL) 082-123-1234
 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
 現住所 〇〇市〇〇町一丁目1-1 (TEL) 082-345-6789
 職名 教諭
 氏名 広島学

一部繰上償還計算記入例 (2)

☆ボーナス併用償還しているものを繰上償還する場合

(例題2)	
○住宅賃付けを借り受けている場合（平成19年3月以前に貸付を受けている場合）	
・給料月額	384,384円
・現在償還中の額等	住宅賃付け 月額 25,506円 ボーナス 152,631円
繰上償還申出年月	令和4年12月
繰上償還払込実行年月	令和5年1月
未償還元金	毎月分Ⓐ1,673,100円（令和5年1月定期償還後） ボーナス分Ⓑ1,617,166円（〃4年12月ボーナス償還後）
償還残回数	毎月分 Ⓜ 68回（令和5年1月定期償還後） ボーナス分 Ⓛ 11回（〃4年12月ボーナス償還後）
ボーナス分経過利息	Ⓕ1,698円
(前ボーナス時～繰上償還時=1か月)	Ⓔ 1,617,166 × 0.001050 × 1か月 = <u>1,698</u> (円位未満切捨て)
一部繰上償還額	毎月分用 Ⓛ500,000円
(Ⓑ + Ⓛ) ≥ 200,000	ボーナス分用 Ⓛ500,000円 Ⓛ(Ⓛ + Ⓛ) ≥ <u>2</u> 注1
繰上償還後に設定する償還回数	毎月分 Ⓜ 68回 (Ⓒ ≤ Ⓜ) ボーナス分 Ⓛ 11回 ((Ⓗ) ≤ Ⓛ) & (Ⓗ) ≤ <u>6</u> Ⓜ
繰上償還後の1回の償還額	毎月分 Ⓛ 17,884円（令和5年2月給与分～） ボーナス分 Ⓛ 105,490円（令和5年6月ボーナス分～） Ⓐ Ⓛ Ⓛ に対応する賦金率 (1,673,100 - 500,000) × 0.0152448453 = Ⓛ17,884 (円位未満四捨五入) Ⓔ Ⓛ Ⓛ に対応する賦金率 [(1,617,166 + 1,698) - 500,000] × 0.0942829402 = Ⓛ105,490 (円位未満四捨五入)
払込総額	Ⓑ500,000円 + Ⓛ500,000円 + Ⓛ1,698円 = 1,001,698円

注 1 は、必須条件です。

注2 平成19年3月までの貸付け（年利1.26%）の賦金率表（毎月償還）を使用します。

注3 平成19年3月までの貸付け（年利1.26%）の賦金率表（ボーナス償還）の「1月、7月
貸付」の欄を使用します。

※例題は住宅貸付けですが、他の貸付けの場合も同様に取り扱います。

記入例2

一部繰上償還申出書

(平成19年3月以前貸付けの例)

組合員証番号		種別	貸付番号		区分	所属コード																			
3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	○○小学校 1 2 3 4 5											
1	2	3	4	5	6	3	1							1											
項目		未償還元金 (令和〇年〇月現在)				一部繰上償還額								繰上後の 償還回数		一回の償還額									
毎月償還		1,673,100円				17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33			
ボーナス償還		1,617,166円				①	0	0	5	0	0	0	0	0	6	8	0	1	7	8	8	4			
経過利息		② 1,698円				③	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49			
ボーナス分計		1,618,864円				④	0	0	5	0	0	0	0	0	1	1	1	0	5	4	9	0			
払込総額 (①+②+③+④+⑤)						⑤	0	1	0	0	1	6	9	8											

給料月額	384,384 円	貸付種別	毎月償還	ボーナス償還
給料の3/10に相当する額	115,315 円	一般貸付	18,636 円	円
給料の6/10に相当する額	230,630 円	住宅災害貸付	円	円
一部繰上償還時の償還猶予額 (毎月)	0 円	住宅貸付	25,506 円	152,631 円
一部繰上償還時の償還猶予額 (ボーナス)	0 円	介護住宅貸付	円	円
		教育貸付	円	円
		災害貸付	円	円
		医療貸付	円	円
		結婚貸付	円	円
		葬祭貸付	円	円
		合計	44,142 円	152,631 円

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、貸受中の貸付金を一部繰上償還し、
繰上償還後の償還回数を上記のとおりとしたいので申し出ます。

令和〇年12月3日

公立学校共済組合広島支部長 様

所属所名 ○○市立○○小学校 (TEL) 082-123-1234

〒 ○○○-○○○○

現住所 ○○市○○町一丁目1-1 (TEL) 082-345-6789

職名 教諭

氏名 広島学

《県互助組合》(運営規則第37条)

1 定期償還（平成28年4月以降の新規貸付金より適用）

(1) 借受人は、貸付けを受けた月の翌月から貸付金額に応じて、毎月均等額を償還します。

申込金額	20万円	30万円	50万円	100万円	150万円	200万円
償還回数	40回	50回	50回	100回	72回	72回
現在償還月額	県互助組合のホームページでご確認ください。					
適用貸付種類	全貸付	全貸付	全貸付	一般以外	一般のみ	一般のみ

(2) 儻還金は、借受人である組合員の給与支給機関が、組合員の給与から控除して払込みます。

ただし、給与の全部又は一部の支給がないため給与から控除ができないときは、その控除が行われるべき月の末日までに指定する口座へ振り込んでください。

2 臨時償還

(1) 借受人は、未償還元利金の金額を一括償還することができます。

臨時償還しようとする月の前月末までに「貸付一括償還申出書」(県互助組合ホームページをご覧ください。)を提出してください。

(2) 未償還元利金は、指定期日までに指定する口座へ振り込んでください。

3 即時償還

(1) 借受人は、次の各号の一に該当するときは、未償還元利金を即時に償還しなければなりません。

- ア 組合員の資格を喪失したとき。
- イ 申込みの内容に虚偽が認められたとき。
- ウ その他貸付けの規定に違反したとき。

(2) 上記アに該当する人で、退職手当が支給されるときは、退職者の給与支給機関が退職手当から未償還元利金を控除して県互助組合に払込みます。ただし、給与支給機関によって異なります。

(3) 退職手当が支給されないとき、又は退職手当から控除できない場合は、県互助組合から組合員に支給される退会給付金から未償還元利金を控除します。

(4) これらの控除後に、なお未償還元利金がある場合又は上記のイ及びウの場合の未償還元利金は、県互助組合が指定する期日までに指定する口座へ振り込んでください。

4 臨時償還及び即時償還

(1) 利息算定の基礎となる期間

既に払い込まれた最後の定期償還の償還期限の翌日（最初の定期償還期限内のときは、その貸付金の交付の日）から起算し、その期間に1か月未満の端数があるときは、その端数を1か月として計算します。

(2) 利息の端数計算

算定した利息に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切捨てます。

§ 18の10 貸付金の償還猶予を受けるとき

《共 濟 組 合》(貸付規程第17条、貸付規則第15条)

1 猶予の申出

借受人が、次表のいずれかに該当した場合は、定期償還の猶予を希望することができます。

猶予を希望する方は、必ず、猶予を受けたい月の前月20日（必着）までに、「償還猶予申出書」〔様式集 § 18-044頁〕を、所属所長を経由して共済組合に提出してください。

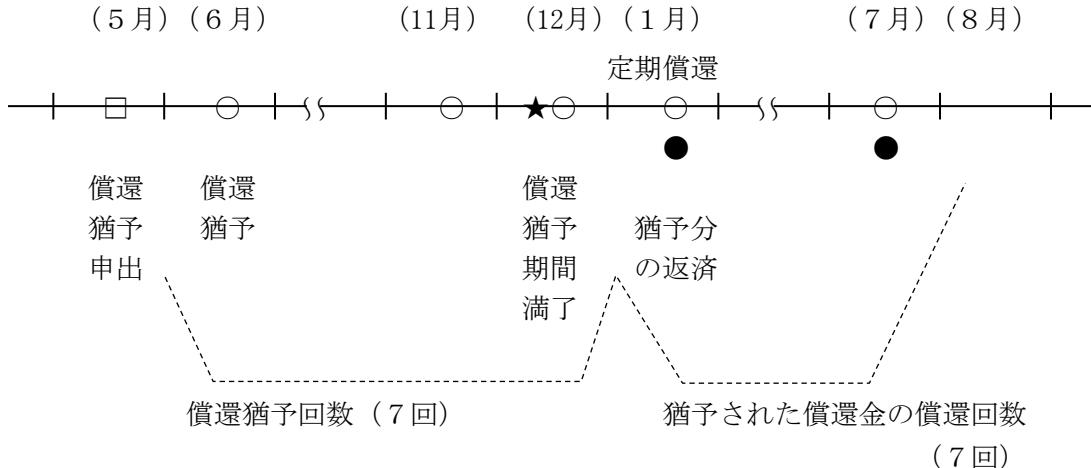
※また、現在猶予を受けている方で、猶予期間を延長、または短縮される場合は、延長、または短縮となる月の前月20日までに、共済組合に連絡してください。

申出事由	償還猶予期間	対象貸付種別
住宅又は住宅の敷地が被災したとき	申出のあった日の属する月（被災月）の翌月から12か月の範囲内	住宅貸付け 住宅災害貸付け
育児休業の承認を受けたとき	育児休業の期間の範囲内	
介護休暇の承認を受けたとき ※介護休暇の期間が引き続き1か月以上（時間取得を除く。）である場合に限る。	介護休暇の期間の範囲内	
疾病により無給休職となったとき	疾病による無給休職の期間の範囲内（傷病手当金及び同附加金（公務災害におけるこれに類する給付金を含む。）の受給期間を除く。）	全貸付種別 (高額医療貸付け、出産貸付け及び特別貸付けを除く。)
配偶者同行休業の承認を受けたとき	配偶者同行休業の期間の範囲内（3年を限度とする。）	

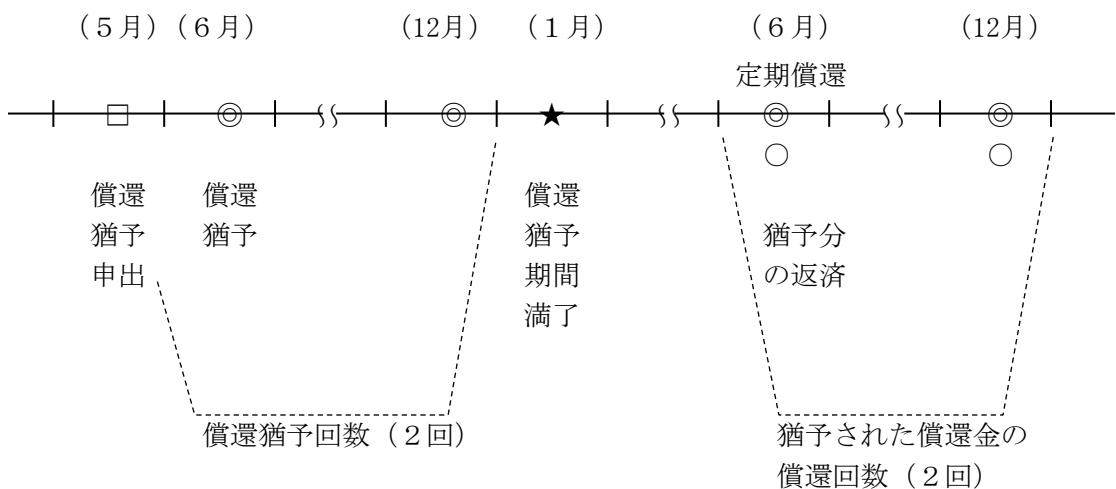
2 猶予を受けた償還金の償還方法

- (1) 猶予された償還金は、償還猶予期間が満了した月の翌月（ボーナス償還の場合は、最初に到来する6月又は12月）から、定期償還と併せて、猶予された償還回数により毎月均等額で給与支給日（ボーナス償還の場合6月又は12月のボーナス支給日）に控除します。
- (2) 支部長がやむを得ないと認めたときは、猶予された償還金を1回又は2回で返済することができます。この場合は、均等額によることとしたときの返済期間内に、共済組合が送付する「振込依頼書」により、本人が払い込んでください。

〈例〉毎月償還の場合



〈例〉 ボーナス償還の場合



3 債還の猶予を希望しない場合

償還の猶予を希望しない場合は、「毎月償還申出書」〔様式集 § 18-046頁〕を提出してください。共済組合から送付する「振込依頼書」により、毎月本人が払い込んでください。

4 猶予された償還金に係る利息

猶予された償還金については、猶予に係る利息は徴しません。

《県互助組合》(⑤運営規則第37条及び第38条)

育児休業の許可を受けた借受人のうち、償還猶予申出書を提出した場合は、育児休業期間の範囲内で償還の猶予を受けることができます。

育児休業許可を受けた借受人のうち、償還の猶予を希望するときは、「償還猶予申出書」を所属長を経由して県互助組合に提出してください。

1 猶予を受けた償還金の返済方法

猶予された償還金は、償還猶予期間が満了した月の翌月から、定期償還と併せて、猶予された償還回数により毎月均等額で給与支給日に控除します。また、猶予期間中の償還金の全額を1回若しくは2回で返済することができます。この場合は、均等額によることとしたときの返済期間内に、県互助組合が指定する口座へ、本人が振り込んでください。

2 猶予を希望しない場合の償還金の返済方法

償還の猶予を希望しない場合は、毎月本人が指定する口座へ振り込んでください。

§ 18の11 貸付金の償還表

§ 18の11の（1） 共済組合の貸付賦金率表

公立学校共済組合広島支部ホームページに掲載の賦金率表を参照してください。

（1）平成29年12月31日までの適用利率と（2）平成30年1月1日からの適用利率を掲載しています。

広島支部ホームページトップページ > 手続きナビ > 資金をかりる際の手続き > 賦金率表

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/tetsuduki/shikin/hukinrituhyou/index.html>

§ 18の11の（2） 県互助組合貸付資金の償還表

一般財団法人広島県教育職員県互助組合ホームページを参照してください。

§ 18の12 貸付保険及び団体信用生命保険の適用を受けるとき

§ 18の12の（1） 貸付保険制度（強制適用）

《共 済 組 合》（貸付規程第21条）

1 貸付保険制度の目的

貸付事業は、共済組合が行う福祉事業の一つですが、法律上は個々の組合員を対象とした金銭消費貸借契約の締結であり、債権・債務に関しては民法等の法令の定めるところによります。

共済組合では、住宅貸付け、住宅災害貸付け及び介護住宅貸付けについては、官公庁等共済組合住宅資金貸付保険を、また、一般貸付け、教育貸付け、災害貸付け、医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け及び特別貸付けについては、官公庁等共済組合一般資金貸付保険を導入しています。

この貸付保険制度の目的は、組合員の抵当権設定や連帯保証人を選任する煩わしさを省くとともに、共済組合の貸付事務の簡素化及び債権の保全を図るためです。

2 貸付保険の契約当事者

貸付保険は、共済組合が保険契約者（保険料の負担者）及び被保険者（保険金の受取人）となつて契約を締結するものであり、保険事故が発生したとき保険金を受け取るのは共済組合です。この場合、借受人は保険会社に対して「貸付金の残額を支払うという」債務が残ります。

3 貸付保険の対象

共済組合の貸付金（高額医療貸付け、出産貸付けの貸付金を除く。）は、すべて貸付保険制度の対象となっています（強制適用）。

4 貸付保険料

貸付保険料は、共済組合が負担していますが、近年、多重債務により貸付償還不能となる借受組合員の貸付保険事故が多発していることから、平成19年4月から、貸付保険料の一部借受人負担を導入しています。

具体的には、平成19年4月以降の、高額医療貸付け及び出産貸付けを除く全貸付け（借換を含む。）について、貸付利率に貸付保険料充当金率として年0.06%（月0.005%）を加算する形で、借受人に貸付保険料を負担していただいています。

5 貸付保険事故

貸付保険事故は、次に掲げる理由により、貸付規程等に定める償還期日に借受人が債務を履行しないときに発生します。

- (1) 借受人が退職した場合で、退職手当支給日に債務を履行しないとき。
- (2) 借受人が組合員資格を喪失した場合で、退職手当が支給されないため、債務を履行しなかつたとき。
- (3) 貸付規程第19条第3号、第4号又は第5号に該当し、かつ、次の理由から借受人が即時償還を命ぜられ、支払催告書に定めた支払日に債務を履行しないとき。
 - (ア) 借受人が貸付金を借受目的に使用せず、他に資金を流用したとき。
 - (イ) 住宅貸付け、住宅災害貸付け及び介護住宅貸付けを借り受けたが、第三者の行為により不動産を取得できないとき。
 - (ウ) 破産等により、貸付金の償還が見込めないとき。

《県互助組合》(互)運営規則第32条

貸付けを受けるに当たっては、連帯保証人を要しない貸付保険制度の適用を受けるものとします。契約内容等は、共済組合とほぼ同様となっており、保険料は県互助組合が負担しています。

§ 18の12の（2） 団体信用生命保険制度（任意加入）と申込み方法

《共 済 組 合》(貸付規程第22条)

1 団体信用生命保険制度導入の目的

公立学校共済組合団体信用生命保険制度（以下「団信制度」という。）は、共済組合から住宅貸付け（「住宅災害貸付け及び介護住宅貸付け」を含む。以下同じ）・教育貸付けを借り受けた組合員（借受人）を被保険者とし、共済組合が契約者となって保険会社と契約し、借受人（被保険者）が、貸付金償還中に死亡又は高度障害状態又は障害特約に基づく障害状態になった場合、借受人に代わって保険会社が残存債務の一切を、契約者に返済する仕組みです。

したがって、借受人又はその遺族は、退職手当若しくはその他の資金を債務の返済に充てる必要はありません。

- ※ 任意加入です。（貸付金の額等によりご検討ください。）
- ※ 貸付申込みと同時又は別途に、申込手続きが必要です。（§ 18-037頁参照）
- ※ 貸付利息とは別に、保険料充当金を納付していただく必要があります。（口座振替：§ 18-037頁参照）
- ※ この保険は、公立学校共済組合が明治安田生命保険相互会社と締結した団体信用生命保険契約に基づき運営します（詳細は「団信制度（「障害特約付団体信用生命保険（だんしん）」+「債務返済支援保険」）適用申込の手引」を参照してください）。

2 団信制度の主な内容

詳細は「**団信制度**（「障害特約付団体信用生命保険（だんしん）」+「債務返済支援保険」）適用申込の手引（以下、「**団信制度適用申込の手引**」という。）」を御確認ください。

御加入に際しては、必ず最新の「**団信制度適用申込の手引**」を御参照ください。

「**団信制度適用申込の手引**」の内容は、参考として**組合員専用ホームページ**にも掲載しています。

ただし、加入のための申込書である「**公立学校共済組合団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書**（以下、「**団信制度適用申込書**」という。）」は複写様式のためホームページに掲載していません。**申込みを予定している方はあらかじめ広島支部に連絡して取り寄せる必要があります。**

公立学校共済組合広島支部 組合員専用ページログイントップ

<https://www.kouritu.or.jp/hiroshima/member/index.html>

※組合員専用ページの閲覧には、所属都道府県、組合員証番号、生年月日の入力が必要となります。

組合員専用ページ:広島支部 > 組合員の皆さまへ**全支部共通** > 貸付事業 > 団信制度のご案内

> 「**団信制度適用申込の手引(パンフレット)**」はこちら をクリック (PDF 形式ファイルです。)

表紙（見本）は § 18-039頁に掲載

(1) 保障内容

「**団信制度適用申込の手引**」を御確認ください。

(2) 保障期間

ア 保障の開始日

(ア) 新規適用の場合は、貸付日とします。

(イ) 中途適用の場合は、「**団信制度適用申込書**」の共済組合受付日です。

イ 保障の終了日

(ア) 共済組合との貸借関係が終了した場合は、貸付金を完済した日とします。

(イ) 保険料充当金が支払われないことにより自動脱退となった場合は、直前に到来した加入応当日（貸付応当日（毎年の貸付日）の翌々月の1日）の前日とします。

(ウ) 本人からの申出（※）により団信制度の適用を中止（任意脱退）した場合は、原則、次回の加入応当日の前日とします。

※ 申出には共済組合に対して、規定の脱退出書の提出が必要です。（6）任意脱退の手続（§ 18-037頁）を参照してください。

（例）貸付日が令和5年10月22日の場合、加入応当日は12月1日になります。

(3) 適用の申込手続等

ア 適用資格

共済組合の住宅関連貸付け（住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付け）又は教育貸付けの借受人で、健康状態が「**団信制度適用申込の手引**」記載の「告知事項」に合致する人。ただし、未償還元金が50万円未満の人を除きます。

イ 適用申込時期

(ア) 貸付申込時

(イ) 中途適用申込時

中途適用には次の2種類があります。

a 貸付時において健康上の理由により適用資格に合致しなかった人等で、その後共済組合が適当と認めた人については、申込みは随時受けます。

b 次のいずれかに該当する人で、中途適用申込期間中に申込みを行った人

(a) 住宅関連貸付け又は教育貸付けの借受人で、申込日現在、団信制度に加入していない人（任意脱退した人を含む。）で新たに団信制度に加入することを希望する人。

(b) 自動脱退になった人で再度団信制度に加入することを希望する人

ウ 適用申込手続

(ア) 住宅関連貸付け又は教育貸付けの申込人で団信制度適用申込人は、「貸付申込書」に適用への意思表示をし、併せて「団信制度適用申込書」を共済組合に提出してください。

(イ) 中途適用申込人は、その都度「団信制度適用申込書」を共済組合に提出してください。

(4) 保険料充当金

ア 保険料充当金の計算

年払保険料充当金額の計算は、新規適用の場合、初年度は貸付金に、次年度以降は貸付け実行応当日の当月末債務残高の10万円未満を切り捨てた額に、「保険料充当金率……10万円当たり192円（月額16円×12月）」を乗じます。

※計算例 債務残高 4,316,903円の場合

$$192\text{円} \times 43\text{倍} = 8,256\text{円}$$

イ 保険料充当金率の変更

保険料充当金率は原則として、5年ごとに適用者の年齢構成、適用者の死亡率を基礎として見直しを行います。

ウ 保険料充当金の徴収

1年間分の保険料充当金を、適用者が団信適用申込書により届け出た金融機関の口座から自動振替をする方法により行います。

(5) 「借換貸付け」の場合の取扱い

この制度では借換貸付けを「新規貸付け」と「全額繰上償還」とが同時にあったものとして取り扱います。したがって、団信制度適用の対象となる額は、借換後の「新しい貸付金」

となりますので、借換前の保障は継続されません。

なお、借換前の貸付金の保険料充当金は、未経過保険料充当金の返戻金として月割で返します。

(6) 任意脱退の手續

団信制度適用者が団信制度から脱退する場合は、規定の「団体信用生命保険制度任意脱退申出書」に必要事項を記入して共済組合へ提出してください。提出期限は、加入応当日の2か月前の末日です（必着）。申出を予定している方は、申出書（複写式）を送付しますので、共済組合に連絡してください。

（例）次回の加入応当日が令和5年8月1日の場合…「団体信用生命保険制度任意脱退申出書」を共済組合に令和5年6月30日までに提出した場合、保障終了日は令和5年7月31日となります。

(7) 保険金の請求について

共済組合まで御連絡ください。請求に係る資料を送付します。

保 険 料 充 当 金 早 見 表

貸付金額	保険料充当額	貸付金額	保険料充当額	貸付金額	保険料充当額	貸付金額	保険料充当額
80万円	1,536円	340万円	6,528円	600万円	11,520円	860万円	16,512円
90	1,728	350	6,720	610	11,712	870	16,704
100	1,920	360	6,912	620	11,904	880	16,896
110	2,112	370	7,104	630	12,096	890	17,088
120	2,304	380	7,296	640	12,288	900	17,280
130	2,496	390	7,488	650	12,480	910	17,472
140	2,688	400	7,680	660	12,672	920	17,664
150	2,880	410	7,872	670	12,864	930	17,856
160	3,072	420	8,064	680	13,056	940	18,048
170	3,264	430	8,256	690	13,248	950	18,240
180	3,456	440	8,448	700	13,440	960	18,432
190	3,648	450	8,640	710	13,632	970	18,624
200	3,840	460	8,832	720	13,824	980	18,816
210	4,032	470	9,024	730	14,016	990	19,008
220	4,224	480	9,216	740	14,208	1,000	19,200
230	4,416	490	9,408	750	14,400	1,100	21,120
240	4,608	500	9,600	760	14,592	1,200	23,040
250	4,800	510	9,792	770	14,784	1,300	24,960
260	4,992	520	9,984	780	14,976	1,400	26,880
270	5,184	530	10,176	790	15,168	1,500	28,800
280	5,376	540	10,368	800	15,360	1,600	30,720
290	5,568	550	10,560	810	15,552	1,700	32,640
300	5,760	560	10,752	820	15,744	1,800	34,560
310	5,952	570	10,944	830	15,936	1,900	36,480
320	6,144	580	11,136	840	16,128		
330	6,336	590	11,328	850	16,320		

《県互助組合》

県互助組合には団体信用生命保険制度の適用はなく、退職手当及び県互助組合の給付金から、未償還元利金相当額を控除します。

令和1年6月改訂

住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付けまたは
教育貸付けを借り受ける組合員の方へ

団信制度（「障害特約付団体信用生命保険（だんしん）」） +「債務返済支援保険」 適用申込の手引

こんなときに支払われました

〈だんしん加入の場合〉

組合員が死亡し、貸付金の返済ができなくなってしまった。



「だんしん」に加入していたので、「だんしん」から貸付金の支払いがされて、家族に負担をかけなくて済みました。



〈債務返済支援保険加入の場合〉

組合員が長期間就業障害となり、毎月の返済ができなくなってしまった。



「債務返済支援保険」に加入していたので、「債務返済支援保険」から毎月の返済金相当額が支払われ、療養中の負担が軽減されました。



「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入することにより、
万一の場合だけでなく、長期間休まれた場合にも債務の返済が補償されます。

団信制度（だんしん、債務返済支援保険）全般に関する連絡先

公立学校共済組合 団信担当 ☎ 0120-080-456 照会受付時間 月～金（祝日を除く）10時～16時

「だんしん」の保険金請求に関する連絡先

各都道府県の公立学校共済組合支部貸付担当までご連絡ください。

「債務返済支援保険」の保険金請求に関する連絡先

債務返済支援保険 請求相談センター ☎ 0120-614-191 照会受付時間 月～金（祝日を除く）10時～16時

*【契約概要】【注意喚起情報】はP9～P18に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。



公立学校共済組合

適用申込書兼告知書兼口座振替申込書記入例

- 赤字の部分が本人記入欄です。
 - 住所については、「口座振替のご案内」をお送りするために必要となりますので、正確にご記入ください（転居の場合は、毎年のご案内にある返信用ハガキ等でご連絡ください。）。
 - 金融機関名・口座番号・申込印兼確認印兼被保険者同意印は、預金通帳等で金融機関登録のものと同一であることを確認のうえ、手続を行ってください（これらの項目が金融機関の登録内容と異なる場合は再手続が必要となりますので、ご注意ください。）。
 - 6枚複写となっていますので、ボールペンで強く書いてください。
 - この記入例に記載されている項目以外は記入しないでください。
 - 訂正した場合は、訂正箇所に必ず申込印兼確認印兼被保険者同意印を押印してください。
 - 印鑑は上5枚に押印し、本人控（6枚目）はお手元に残してください。

取扱いのできる金融機関は、前ページに記載しております。これらの機関以外は、取扱いができませんのでご注意願います。

指定金融機関の区分、本支店の区分は、いずれかを必ず○で囲んでください。

「預金通帳」に
ご使用の印鑑で
上5枚とも押印
してください。
本人控(6枚目)
はお手元に残し
てください。

預金通帳をみて、右側よりつめて記入してください。

居住する地域に金融機関がなく郵便局からの振り込みを希望される場合は、この欄に「郵便振込」とご記入ください。

§ 18の12の（3）債務返済支援保険制度（任意加入）と申込み方法

《共 済 組 合》（貸付規程第22条）

1 債務返済支援保険制度の目的

債務返済支援保険制度は、団信制度の特約として実施するもので、団信制度適用者である住宅貸付け等の借受人が、傷害又は疾病により就業障害となった場合に、保険会社から償還金相当額が毎月（免責期間（30日）終了日の翌日から起算して3年を限度）借受人に保険金として支払われるものです。

2 制度の主な内容

詳細は「団信制度（「障害特約付団体信用生命保険（だんしん）」+「債務返済支援保険」）適用申込の手引（以下、「団信制度適用申込の手引」という。）」を御確認ください。

御加入に際しては、必ず最新の「団信制度適用申込の手引」を御参照ください。

※ 「団信制度適用申込の手引」については § 18-036頁参照

（1）適用資格

次の3つの要件を全て満たす組合員に適用します。

- ア 団信制度適用者であること。
- イ 初回適用時において、18歳以上60歳未満であること。
- ウ 健康状態が団信制度の告知内容（「団信制度適用申込の手引」参照）に加えて、「団信制度適用申込書」に記載の「債務返済支援保険」の告知内容に合致する人であること。

（2）保険金のお支払い内容に関する事項

「団信制度適用申込の手引」を御確認ください。

（3）適用の申出

借受人が共済組合に、「団信制度申込書兼告知書兼口座振替申込書」を提出する際に、同時に申し出ることにより適用されます。（「債務返済支援保険の確認欄」の「適用」に○を付ける。 § 18-039頁参照）

（4）保険期間及び保障期間

債務返済支援保険制度の保険期間は1年間で、以後自動継続します。

ア 補償開始日

（ア）新規適用の場合は、貸付日の属する月の翌々月の1日。

（イ）中途適用の場合は、「団信制度適用申込書」の申込日（告知日）の属する月の翌々月の1日。

イ 補償終了日

- (ア) 貸付金を完済したときは、完済した日。
- (イ) 団信制度の適用を中止（任意脱退）したときは、原則団信制度の保障の終了日。
- (ウ) 保険料が支払われないことにより自動脱退となったときは、直前に到来した加入応当日の前日。
- (エ) 債務返済支援保険制度のみの適用を中止（任意脱退）したときは、次回の加入応当日の前日。
- (オ) 加入応当日時点で、未償還元金が10万円未満となった場合及び償還期間が1年未満となった場合は、当該加入応当日。

(5) 保険料充当金

ア 保険料充当金率

保険料充当金率は、適用者全体の加入構成（年齢・性別）、加入規模、保険金の支払実績を加味して見直しを行います。令和4年12月現在、算定の基礎となる平均月間償還額1万円につき月額102円です。

イ 平均月間償還額の算定

(毎月償還額×12+ボーナス年間合計償還額) ÷ 12

ウ 保険料充当金の計算方法

平均月間償還額 ÷ 10,000円 × 保険料充当率

※ 計算例

返済額が $\begin{bmatrix} \text{毎月償還部分} & 30,000\text{円} \\ \text{ボーナス償還部分} & 100,000\text{円} \end{bmatrix}$ の場合

① 平均月間償還額 $\{(30,000\text{円} \times 12) + (100,000\text{円} \times 2)\} \div 12\text{月} = 46,667\text{円}$ (円未満切上げ)

② 保険料充当金 $46,667\text{円} \div 10,000\text{円} \times 102\text{円} = 476\text{円}$ (月額) (円未満四捨五入)

$476\text{円} \times 12\text{月} = 5,712\text{円}$ (年額)

エ 保険料充当金の徴収

保険料充当金の算定の基礎となる平均月間償還額に対応した1年間分の保険料充当金を、団信保険料充当金と合算して、適用者が届け出た金融機関の口座から自動振替をする方法により行います。

(6) 「借換貸付け」の場合の取扱い

団信制度と同様になります（§ 18-037頁参照）。

(7) 任意脱退の手続

ア 団信制度と債務返済支援保険制度の両方を脱退する場合

規定の「**団体信用生命保険制度任意脱退申出書**」に必要事項を記入して共済組合へ提出してください。提出期限は、加入応当日の2か月前の末日です（必着）。申し出を予定している方は、申出書（複写式）を送付しますので、共済組合に連絡してください。

イ 債務返済支援保険制度のみを脱退する場合を提出する場合

規定の「債務返済支援保険制度任意脱退申出書」に必要事項を記入して共済組合へ提出してください。提出期限は、加入応当日の2か月前の末日です（必着）。申し出を予定している方は、申出書（複写式）を送付しますので、共済組合に連絡してください。

（8）保険金の請求について

団信制度の保険金請求とは異なり、債務返済支援保険の請求については、以下の連絡先に連絡を行い、請求書を取り寄せる必要があります。

「債務返済支援保険」の保険金請求に関する連絡先

債務返済支援保険 保険金相談センター ☎ 0120-614-191
照会受付時間 月～金（祝日を除く）10時～16時

§ 18の13 住宅資金借受け後の届出等をするとき

§ 18の13の（1） 工事等が完了したとき

《共 済 組 合》（貸付規程第23条、第24条）

住宅貸付け及び住宅災害貸付けは、他の貸付けと比べて貸付限度額、利率等の面で特殊性があります。共済組合は、当該貸付けの借受人に対しては、貸付金の使途の確認を行います。§ 18の13の（1）又は（2）の手続が行われない場合、貸付規程違反となり未償還元利金を即時償還していただきます。

1 完了届

- (1) 住宅貸付け、住宅災害貸付け及び介護住宅貸付けの借受人は、新築等が完了したときは直ちにその旨を「完了報告書」に、次に掲げる書類を添付して共済組合に報告してください。完了報告書により貸付金の使途を確認します。
- (2) 完了までの期間が貸付日の属する月の翌月から6か月を超えるときは、借受人は、「完了遅延報告書」〔様式集 § 18-040頁〕により、その理由及び完了の予定年月日を共済組合へ報告してください。その後、完了したときは、完了報告書に書類を添付して報告してください。

2 完了報告書の添付書類は、次のとおりです。

貸付申込事由	添付書類
住宅の新築、増築、改築又は移築	次の1、2のいずれかの書類 1 登記完了後の登記事項証明書（原本） 2 工事引渡書の写し
土地付住宅又は住宅の購入	所有権登記後の建物（土地付住宅の場合は当該土地を含む）の登記事項証明書（原本）
敷地の購入	所有権移転登記後の土地の登記事項証明書（原本）
住宅の修理、借入れ又は敷地の補修、借入れ	業者に支払った金額の領収書の写し
（転入前の他公務員共済組合への返済）	転入前の他公務員共済組合に支払った金融機関の振込金受領書の写し 又は返付された借用証書の写し

§ 18の13の（2） 敷地購入後、建築が完了したとき

敷地購入による貸付けの借受人は、借受後5年以内に住宅を建築しなければなりません。したがって、住宅建築義務と併せて次の手続が必要です。

- 1 住宅の敷地のみを購入又は借入れするため、住宅貸付け又は住宅災害貸付けを受けた借受人は、貸付日から5年以内に住宅を建築しなければなりません。
- 2 1による借受人が住宅を建築したときは、「完了報告書」にその住宅の登記事項証明書（原本）又は工事引渡書の写しを添付して提出してください。
- 3 貸付日から5年以内に住宅を建築できないときで、特別の事情があると認められるときは、借受人の申出（「住宅建築猶予申出書」〔様式集 § 18-042頁〕の提出）に基づき、5年の範囲内で期限を猶予することができます。

§ 18の13の（3） 行為の制限（貸付規程第25条）

住宅貸付け又は住宅災害貸付けの借受人は、当該貸付金の償還が完了する以前に、その貸付けに係る不動産について次に掲げる行為をしてはいけません。

（違反した場合は、即時償還になります。）

- 1 不動産の全部又は一部を他に貸付けること。
- 2 不動産の全部又は一部を他に譲渡すること。
- 3 不動産の価値を明らかに減少させる恐れのある行為をすること。

§ 18 の14 借受人が転入・転出したとき

《共済組合》(貸付規程第36条、第37条、貸付規則第19条)

1 他の公務員共済組合から貸付けを受けている人が当共済組合に転入したとき

転入前の共済組合で貸付けを受けている人が公立学校共済組合員となり、貸付金の返済のために資金を必要とするときは、次により貸付けを受けることができます。

(1) 必要書類

- ア 貸付申込書
- イ 借用証書
- ウ 貸付事業における個人情報に関する同意書
- エ 借入状況等申告書
- オ 貸付金残高証明書（転入前の共済組合が発行したもの）

(2) 貸付申込書の締切日及び貸付金の振込日

- ア 申込書の締切日は、貸付決定月の5日です。
- イ 貸付金の振込日は、貸付決定月の22日です。

(3) 貸付限度額及び単位

- ア 貸付金額は、転入前の共済組合の貸付金残高（経過利息を含む。）相当額の範囲内で、かつ、貸付規程で定める最高限度額の範囲内です。
- イ 1円単位で貸付けの申込みができます。

2 当共済組合から貸付けを受けている人が他の公務員共済組合へ転出したとき

- (1) 借受人は、「貸付金残高証明願」〔様式集 § 18-050頁〕を当共済組合に提出してください。共済組合が発行した貸付金残高証明書により、転出先の共済組合で貸付けを受けてください。
- (2) 借受人は、転出先の共済組合で貸付けを受けた場合は、貸付金残高証明書と同時に送付した「振込依頼書」により、即時償還してください。
- (3) 借受人が、自己資金等により返済するときは、申出により支部が発行する「振込依頼書」により、即時償還してください。
- (4) 借受人が、地方職員共済組合広島県支部、警察共済組合広島県支部及び広島県市町村職員共済組合の組合員となった場合は、一定の事由により、組合員となった日から原則5年間徴収嘱託の取扱いができますので、当共済組合に申し出てください。
- (5) 借受人が、国家公務員共済組合へ転出する場合、原則即時償還となります。一定の事由により、「振込依頼書」による定期償還ができますので、当共済組合に申し出てください。

3 当共済組合の支部間で異動した場合

転出先の支部で引き続き償還ができますので、転出前の支部に申し出てください。

《県互助組合》(⑤運営規則第37条第4項第1号)

転入した組合員で資金が必要な場合は、新規の資金貸付の要領で申し込んでください。また、転出したときは、未償還元利金を即時に償還しなければなりません。（§ 18-028頁の即時償還を参照）ただし、借受人が転出後、広島県職員互助会若しくは広島県警察職員互助会の組合員である場合は、徴収嘱託（償還金を毎月給与から控除する。）の取扱いをすることができます。

§ 18の15 各種証明書を必要とするとき

《共済組合》

1 貸付資格証明書が必要なとき

借受人が送金されるまでの間、金融機関でつなぎ融資を受けるとき、又は金融公庫等で融資を受けるために共済組合の貸付けを受ける予定の証明等が必要なときは、「貸付予定資格証明願」〔様式集 § 18-048頁〕を提出してください。

2 貸付金残高証明書が必要なとき

借受人が、人事異動等により、転出先の共済組合の貸付けを受けて償還する場合で、未償還金残高の証明書が必要なときは、「貸付金残高証明願」〔様式集 § 18-050頁〕を提出してください。

3 住宅貸付けの年末残高等証明書が必要なとき

自己の居住用住宅の取得（増改築等を含む。）のための借入金（共済組合等）がある場合は、一定の条件及び期間において所得税の「住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。

控除の適用を受けるため、「年末残高等証明書」が必要なときは、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明申請書」〔様式集 § 18-052頁〕を提出していただくことになりますが、事務処理は、次のとおり行っています。

（1）共済組合の年末残高等証明書の事務処理

ア 每年10月末頃に、その年の前年までに貸付を受けた者で、12月までの定期償還を想定し、

要件に該当する可能性のある者（償還期間が10年以上の者）に対し、証明書を発行します。

その年に新規貸付けを受けた者に対しては、12月に証明書を発行します。

イ 次の場合は、借受人の申請により証明書を送付します。

（ア）一般貸付けの借受人で、申込事由が住宅取得等の資金を記載しており、要件に該当する人

（イ）前年の証明書又は再交付を必要とする人

（ウ）上記アに該当しない人で、証明書を必要とする人

（2）控除を受けるための要件

住宅を居住の用に供した年により異なりますので、税務署で確認してください。

（3）控除を受けるための手続

「1年目」

共済組合が発行する「年末残高等証明書」、その他必要書類を税務署に提出し、確定申告をします。

「2年目以降」

税務署から送られてくる「年末調整のための住宅取得等特別控除証明書」と共済組合が発行する「年末残高等証明書」を所属所の給与担当者に提出して、年末調整を受けます。

なお、住宅借入金等特別控除制度の詳しい内容については、最寄りの税務署にお尋ねください。